

## 大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領

### （趣旨）

第1条 この要領は、大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）に基づき、広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図るため、優秀な技能者の表彰の実施について必要な事項を定めるものとする。

### （選考基準）

第2条 表彰候補者は次の各号のすべてに該当する者で、知事が適当と定めた者とする。

ただし、すでに憲法記念日知事表彰（労働関係産業功労者）及びこの要領による知事表彰を受けた者は除く。

- （1）きわめて優れた技能を有し、その技能が府内において第一人者として認められる者
- （2）表彰が行われる年の11月1日現在、優秀な技能をもって、15年以上の実務経験を有し、かつ、その職業に従事している満年齢35歳以上の者
- （3）職業を通じて、後進技能者の指導、あるいは教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと及び技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことなどにより、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- （4）勤務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められる者
- （5）大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）

### （表彰の時期）

第3条 表彰は、原則として、毎年大阪府職業能力開発促進大会に行う。

### （表彰の方法）

第4条 表彰は、表彰状を授与して行う。

### （表彰の推薦手続）

第5条 市町村、各種産業団体の代表者は、第2条の規定に該当すると認められる者があるときは、次の書類を添えて知事あて推薦するものとする。

- （1）表彰推薦書（様式第1号）
- （2）調書（1）（様式第2号の1）及び調書（2）（様式第2号の2）
- （3）道路交通法違反等による罰金刑の有無調書（様式第3号）
- （4）住民票の写し（本籍が記載されている本人のみのもの）
- （5）その他の資料
  - ア 本人の事績に関する新聞、雑誌、業界紙の記事等
  - イ 本人の製作物、発明、考案、又は改善などに関する説明書、図面、写真等
  - ウ 特許、実用新案等については、発明者名（共同の場合は、担当分野を明らかにすること。）、所有権者名、内容、取得年月日を明らかにする資料及び証書の写し（出願中の特許については、内容、出願番号、出願日を明らかにする資料及び出願通知もしくは受領書の写し等）
  - エ 表彰状又は技能検定又は厚生労働大臣が認定する技能審査若しくは社内検定の合格証、ものづくりマイスターの認定証、その他資格試験に合格したことを明らかにする書類の写し

2 前項の推薦書等は、商工労働部雇用推進室人材育成課長（以下「人材育成課長」という。）あて提出するものとする。

（表彰状の様式）

第6条 表彰状の様式は、様式第4号によるものとする。

（被表彰者の決定）

第7条 専門的知識及び技能を有する有識者の意見を聴取するため、助言・評価の会を開き、以下の項目を評価する。この合計が6割に達したものを知事が被表彰者として決定する。

評価項目	着 眼 点	評価点
技能度	有する技能が極めて優れているか	70点
功績度	技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立っているか	60点
後継者育成度	職業を通じて、後進技能者の指導、あるいは教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与しているか	30点
技能の模範度	業務成績、日常行為等において、他の技能者の模範と認められるかどうか	30点
現役度	現在、本人の技能を活かし、その職業に従事しているか	10点
合 計		200点

なお、被表彰者の決定について、外部有識者の意見が必要な場合は、大阪府優秀技能者表彰アドバイザースタッフから意見を聴取することとする。

2 大阪府優秀技能者表彰アドバイザースタッフに関し必要な事項は、別に定める。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、人材育成課長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和54年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和61年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和63年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年9月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年1月 4日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2年1月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年3月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8年4月 3日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

大阪府知事 ○ ○ ○ ○ 様

(推薦者)

所在地 (又は住所) 〒

団 体 名

代 表 者 氏 名

大阪府優秀技能者表彰の被表彰候補者について (推薦)

次の者を表彰されますよう、関係書類を添えて推薦いたします。

職 業 部 門	職 種 名 (1)	職 種 名 (2)	氏 名 生 年 月 日 ( 年 齢 )	所 属 事 業 所 名	技 能 ・ 功 績 の 概 要	備 考

※A4判用紙を使用すること。

(担当者欄)	
担 当 者 名	
所 属	課 係
電 話 番 号	— ( ) —
F A X 番 号	— ( ) —
メー ル ア ド レ ス	

(様式第2号の1)

調

書(1)

・大阪府優秀技能者表彰(なにわの名工)

職業部門		職種名(1)		職種名(2)						
ふりがな 氏名 (雅号等)		( )		職歴		在職期間		在職年月数		重複を除く年月数
生年月日		大正 年 月 日 昭和 ( 歳)				年 月 日		年 月		年 月
現住所		〒  TEL								
就業地	事業所名		事業所全体の 従業員数 人							
	所在地	〒  TEL								
表彰				免許・資格等	免許・資格等名		取得年月			

(様式第2号の2)

調

書 (2)

・大阪府優秀技能者表彰 (なにわの名工)

職業部門	職 種 名 ( 1 )			ふ り が な 氏 名 (雅 号 等)	
優 秀 な 技 能 の 概 要					
技 能 の 概 要		功 績 ・ 貢 献 の 概 要		後 進 指 導 育 成 の 概 要	現 役 性
過 去 の 推 薦 回 数				後 進 指 導 育 成 年 数	
年 度	年 度	年 度	合 計 回	年	
推 薦 団 体 又 は 推 薦 者	(所在地又は住所) (名称又は氏名)				
推 薦 理 由	(推薦理由)				

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事 ○ ○ ○ ○ 様

推薦団体名  
代表者氏名

道路交通法違反等による罰金刑の有無調書

知事表彰被表彰候補者として推薦する候補者に係る標記については、調査の結果、下記のとおりです。

記

1. 候補者

氏名  
主要職名

2. 罰金刑の有無

有 ( )  
無

- 注) 1. 道路交通法違反とは、道路交通法違反及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反を指す。  
2. 罰金刑有の場合は、括弧内に刑の確定日、金額、内容等把握している事項について記入すること。  
なお、表彰が行われる年の11月1日現在で刑の確定日から5年を経過したものについては、記入する必要が無い。

(様式第4号)

表 彰 状

様

あなたは多年優秀な技能をもって後進の指導と技能水準の向上に努め労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与し他に模範を示されましたので優秀技能者として表彰します

年 月 日

大阪府知事 氏 名